

新入生保護者の皆さまへ

清瀬市立清瀬中学校  
校長 小池 雄志郎

## 令和4年度 学校納入金自動払込に係る事務手続きについて

本校では、学校納入金(給食費・教材費)の集金に、ゆうちょ銀行(郵便局)の自動払込システムを利用しております。お手数ですが、下記のとおり手続きをお願いいたします。

### 記

- 1 手続き** 保護者の方が最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)にて、以下のとおりの手続きを行ってください。
- (1) **ゆうちょ銀行(郵便局)の総合口座通帳をお持ちの方**  
次の①～④をお持ちになり郵便局で手続きをしてください。  
①「自動払込利用申込書」(同封) ②通帳 ③届出印  
④ 身分を証明するもの—免許証、健康保険証等。  
(代理の方が手続きに行かれる場合は、代理の方の身分証明書も必要となります。詳しくはゆうちょ銀行・郵便局へご確認ください。)
- (2) **ゆうちょ銀行(郵便局)の総合口座通帳をお持ちでない方**  
ゆうちょ銀行(郵便局)で通帳を作成願います。手続き方法はゆうちょ銀行・郵便局でご確認ください。  
通帳を作成されましたら、(1)の手続きをお願いします。

**令和4年2月25日(金)までに必ず手続きを完了してください。**

※ 手続き完了後、学校へ提出する書類はありません。

## 2 連絡事項

- (1) 年度当初、各学年より学校納入金の口座振替に関するお知らせが配布されますので金額を必ずご確認ください。
- (2) 口座振替は、給食費は5月～2月までの計10回、教材費は5月～12月までの計8回に分けて引落としさせていただきます。  
※ 口座振替時には振替手数料が10円かかりますので合わせて入金願います。
- (3) 口座振替日は、**毎月5日**です。5日が土日祝日の場合は、翌営業日となります。  
※ 初回口座振替は、令和4年5月6日(金)の予定です。  
5月は、給食費2ヶ月分(4・5月分)と教材費1ヶ月分(5月分)が口座振替となります。
- (4) 口座は返金の際にも利用させていただきます。  
※ 返金の際は、振替手数料66円を差し引いて返金となります。
- (5) 学校徴収金の未納が続く場合は、教材の購入・学校行事等の参加ができないこともあります。  
また、市教育委員会へ未納状況を報告し、督促する場合があります。

手続き等について、ご不明な点がございましたら担当までご連絡ください。

清瀬中学校 事務室 学校納入金担当 (電話042-493-6311)